



# EUインサイト

2017年8月号

EU加盟候補国について

千葉銀行ロンドン支店

日本では年末の風物詩となっているベートーベンの交響曲第9番（通称「第九」）ですが、第4楽章の「歓喜の歌」はヨーロッパ全体を象徴する「欧州の歌（Anthem of Europe）」として欧州連合（以下、EU）、欧州評議会において採用されています。ロンドンでこの夏行われたコンサートでは、第4楽章終了後にヨーロッパのシンボルである欧州旗を掲げている観客が目立ち、英国のEU離脱に対するささやかな抵抗のように感じられました。

## 1. はじめに

2016年6月23日、英国のEU離脱を問う国民投票が行われ、52対48の僅差で離脱支持派が勝利し、英国はEU設立以来初の離脱国になることが決定しました。2017年3月29日には、英国政府がEUに対し正式に離脱を通知し、現在2年間にわたる離脱交渉の途上にあります。

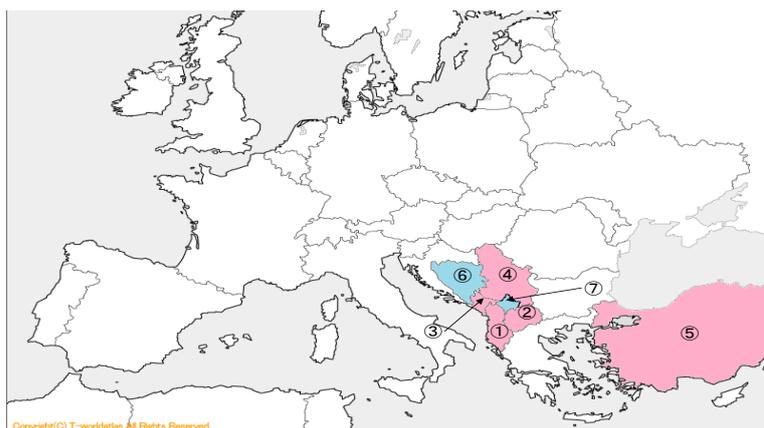
EU離脱決定の背景には、欧州各国から英国に流入する移民、シリアやアフガニスタン等から流入する難民に対する有権者の不満増大が要因の1つとして挙げられています。英国のEU離脱決定後には、西欧先進国を中心に反EUを政策に掲げた極右政党の台頭が囁かれるようになり、加盟国間の統合深化を目指すEUにとって頭を悩ませる問題となっています。

そのような状況下にあるEUですが、離脱を決定した英国とは対照的に、今後の新規加盟を目指している国が存在しています。これらの国の中には、地理的要因によってシリアやアフガニスタン等からの難民流入に深く関わっている国もあり、加盟交渉の行方が今後のEUを左右すると言っても過言ではないのかもしれませんが。そこで今回は、EUの加盟候補国について紹介します。

## 2. EU加盟候補国とは

欧州委員会によると、加盟候補国（Candidate countries）とは、「EUへ加盟申請を行い、欧州委員会の推薦に基づいて欧州理事会から加盟候補国としての地位を与えられた国」と定義されており、EUへ正式加盟するまでの暫定的ステータスを指します。

2017年8月現在、次表の5ヶ国が加盟候補国として認定されています。加えて、2000年6月にポルトガルで開かれた欧州委員会以降には、EUへの加盟の前段階と見なされている安定化・連合プロセス（Stabilisation and Association process）に参加しているバルカン半島西部の国を、加盟候補国から一段低いステータスである潜在的な加盟候補国（Potential Candidates）として位置付けており、現在は2ヶ国が潜在的な加盟候補国とされています。



【EU加盟候補国一覧】

加盟候補国	
国名	
①	アルバニア
②	マケドニア
③	モンテネグロ
④	セルビア
⑤	トルコ
潜在的な加盟候補国	
国名	
⑥	ボスニア・ヘルツェゴビナ
⑦	コソボ

出所：欧州委員会ホームページより抜粋

現在の加盟候補国・潜在的な加盟候補国は、トルコを除いて私たち日本人にとってはあまり馴染みのない国ではないでしょうか。これらの国はいずれも第一次世界大戦前に「ヨーロッパの火薬庫」と呼ばれたバルカン半島に位置しており、その多くが旧ユーゴスラビアを構成していました。また、トルコに関しては、日本では中東地域の国というイメージが強く、外務省のホームページでも中東地域に分類されていますが、トルコの国土は欧州と中東の境界線とされているボスポラス海峡をまたがっており、欧州に属しているとして加盟を希望しています。

EU への加盟を申請することができる国の条件は EU 条約第 49 条に規定されており、自由、民主主義、人権および基本的自由の尊重、加盟国共通の法の支配の原則を尊重するいかなる欧州の国も加盟を申請することができるものと定められています。また、1993 年にスウェーデンのコペンハーゲンで開かれた欧州理事会では、EU への加盟条件が「コペンハーゲン基準」として原則化され、地域の発展に寄与していくための必要な能力が具体的に明示されました。

【コペンハーゲン基準】

政治的基準	民主主義、法の支配、人権およびマイノリティの尊重と保護を保障する安定した諸制度を有すること
経済的基準	市場経済が機能しておりEU域内での競争力と市場力に対応するだけの能力を有すること
法的基準 (EU法の総体の受容)	政治的目標ならびに経済通貨同盟を含む、加盟国としての義務を負う能力を有すること

出所：EU MAGホームページより抜粋、©駐日欧州連合代表部

EU 正式加盟までの道のりは長く、多くの手続きと交渉が必要となります。直近では 2013 年にクロアチアが 28 番目の加盟国となりましたが、EU へ加盟を申請したのは 2003 年、加盟交渉開始は 2005 年であり、正式加盟まで約 10 年もの歳月が経過しています。

加盟交渉では、人、物、資本の移動、司法制度、社会制度、環境保護などの 35 の分野に分かれた EU の法体系の総体 (Acquis communautaire) を、加盟候補国の国内法に置き換えていく作業が行われます。

【正式加盟までの流れ】

- ① EUへ加盟を申請する
- ② EUから加盟候補国として承認される
- ③ 加盟交渉を開始する
- ④ 35分野すべての交渉が終了する
- ⑤ EU加盟各国との加盟条約締結を開始する
- ⑥ すべての国との加盟条約締結が終了する
- ⑦ 正式加盟

それとともに、加盟候補国は EU からの経済的・技術的な支援を受けつつ、国内法に置き換えられた EU 法が適正な行政・司法機構によって効果的に施行されるよう、行政改革や公共投資を通じた国内体制の整備を行います。

35 分野の交渉が終了し、候補国の加盟が EU 全体として承認されると、EU 加盟各国と加盟候補国との間で加盟条約の締結が開始されます。そして、すべての加盟国との間で締結が終了することで、晴れて正式加盟となります。

現在の加盟候補国のこれまでの経緯をみると、加盟申請が最も遅いアルバニアでも 2009 年に申請しており、トルコに至っては加盟申請が 1987 年と EU の前身である EC（欧州共同体）時代になされており、既に約 30 年が経過しています。クロアチアの加盟までに必要とした年数を参考にすると、いくつかの国が既に EU へ正式加盟が認められていたとしても違和感はありませんが、多くの国がそれぞれ固有の問題を抱えており、加盟交渉の進捗が遅れている、あるいは加盟交渉自体が開始されていない要因となっています。

### 3. 加盟候補国の現状

#### (1) アルバニア

国旗	国名	国土面積	人口	GDP	通貨	EU加盟申請
	アルバニア	28,700km <sup>2</sup> (四国の約1.5倍)	288万人 (2015年世界銀行)	約115億米ドル (2015年世界銀行)	アルバニア・レク	2009年

アルバニアはバルカン半島南西部に位置しており、アドリア海に面していることから沿岸都市は欧州の人々にとって隠れたリゾート地として人気があります。第二次世界大戦後から 1990 年まで共産主義鎖国体制をとってきたため、欧州資本の進出が遅れており、「欧州最後の秘境」とも呼ばれています。また、過去には国民の約半数がねずみ講の被害に遭い、破産した国民が暴徒化し紛争が発生する等、にわかには信じがたい歴史を有しています。

共産主義体制からの脱却後、アルバニアは EU への新規加盟を最優先課題とし、2009 年 4 月に加盟申請を行い、2014 年 6 月に加盟候補国となりました。しかしながら、アルバニアでは司法が政治から完全に独立しておらず、EU が加盟条件の 1 つとしている「法の支配」が十分でないため、EU は加盟交渉の開始前に司法制度の改革を要求しています。

これに対しアルバニアでは、2017 年 2 月に EU が求める司法制度改革について与野党が合意しており、6 月の総選挙では与党・社会党が単独過半数の議席を獲得したため、今後早い段階で司法制度改革を実施し、EU に対して加盟交渉の開始を要請する予定です。

## (2) マケドニア

国旗	国名	国土面積	人口	GDP	通貨	EU加盟申請
	マケドニア	25,713km <sup>2</sup> (九州の約2/3)	208万人 (2015年世界銀行)	約101億米ドル (2015年世界銀行)	マケドニア・ デナル	2004年

マケドニアはアルバニアの東、ギリシャの北に位置する内陸国です。国民の約4分の1をアルバニア人が占めており、2001年にはマケドニア国内のアルバニア人に対する待遇に不満を持ったアルバニア系過激派勢力が武装蜂起し、政府軍との間で銃撃戦が繰り広げられました。政治面でのアルバニア人の存在は大きく、1991年の独立以来、二大政党（内部マケドニア革命組織・民族統一民主党連合、社会民主同盟連合）のいずれかが、アルバニア系の小政党との連立政権を築いてきました。直近の2016年12月の選挙では、定員120議席のうちアルバニア系の4つの政党が合計20議席を獲得しています。

マケドニアは2004年3月にEUへの加盟を申請し、2005年12月に加盟候補国として認められました。加盟候補国になってから既に10年以上が経過しますが、未だに加盟交渉は開始されていません。その理由として挙げられるのが、隣国ギリシャとの間の国名問題です。

マケドニアの憲法上の正式な国名は「マケドニア共和国」ですが、「マケドニア」とはギリシャやブルガリア、アルバニアを含む「地域の名称」であり、ギリシャは北部の同地域を既にマケドニア地方として使用していたことから、1991年の独立時にはマケドニアに対して国名の変更を要求しました。1993年の国際連盟への加盟にあたっては「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (Former Yugoslav Republic of Macedonia)」の暫定名称を用いることとしましたが、現在に至るまでギリシャとの間で根本的解決には至っておらず、加盟交渉が開始されない1番の要因となっています。なお、日本政府は国際連盟、EUと同様にマケドニアを「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」の名称で国家として承認しています。

## (3) モンテネグロ

国旗	国名	国土面積	人口	GDP	通貨	EU加盟申請
	モンテネグロ	13,812km <sup>2</sup> (福島県とほぼ同じ)	62万人 (2015年世界銀行)	約40億米ドル (2015年世界銀行)	ユーロ	2008年

モンテネグロはアルバニアと同様にアドリア海に面した国であり、ユネスコの世界遺産として認定されている港湾都市コトルをはじめ景勝地が多く、「アドリア海の秘宝」と呼ばれ観光客を集めています。アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナのそれぞれの国と接しており、国外から日帰りで訪れる観光客も多く存在しています。また、通貨の発行権はありませんが、加盟候補国の中で唯一ユーロを導入している点も特徴です。旧ユーゴスラビアの解体以降、2006年の独立まではセルビアとともに「セルビア・モンテネグロ」として存在していたため、そちらの名称の方が聞き覚えがある方が多いのではないのでしょうか。

セルビアからの独立以降、モンテネグロはEUへの加盟を優先目標として掲げ、2008年12月に加盟を申請し、2010年12月には加盟候補国となりました。2012年6月から加盟交渉が開始されており、組織犯罪及び汚職をはじめとする「法の支配」の分野に関する持続可能かつ永続的な改革の履行に対して特に留意する必要がある、とEUから指摘されているものの、

他の加盟候補国のような大きな問題はなく、現時点で正式加盟まで最も近い位置にいます。

#### (4) セルビア

国旗	国名	国土面積	人口	GDP	通貨	EU加盟申請
	セルビア	77,474km <sup>2</sup> (北海道とほぼ同じ)	710万人 (2015年世界銀行)	約372億米ドル (2015年世界銀行)	セルビア・ディナール	2009年

セルビアはバルカン半島の中西部に位置する内陸国であり、首都ベオグラードは旧ユーゴスラビアの首都でもありました。住民のほとんどをアルバニア人が占めるセルビア内のコソボ・メトヒア自治州が2008年に「コソボ共和国」として一方的に独立を宣言しましたが、現在に至るまでセルビアはコソボの独立を認めない立場をとっています。

セルビアは2009年12月にEUへの加盟申請を行いました。セルビアとコソボの二国間の関係正常化が加盟交渉開始の条件とされており大きな障害となっていました。その後、2011年3月よりEUが二国間の仲介役となったことでセルビア・コソボ間の首脳級対話が行われるようになり、関係改善がみられるとしてセルビアは2012年3月に加盟候補国となりました。2013年4月及び5月にはコソボにおけるセルビア系自治体コミュニティの創設等を含むセルビアとコソボの合意が成立し、この合意が評価されたことで2014年1月からようやく加盟交渉が開始されました。交渉は順調に進捗しており、モンテネグロとともに近い将来の加盟が見込まれます。

#### (5) トルコ

国旗	国名	国土面積	人口	GDP	通貨	EU加盟申請
	トルコ	780,576km <sup>2</sup> (日本の約2倍)	7,827万人 (2015年世界銀行)	約8,594億米ドル (2015年世界銀行)	トリコ・リラ	1987年
参考（トルコとの比較）						
	ドイツ	357,000km <sup>2</sup> (日本とほぼ同じ)	8,169万人 (2015年世界銀行)	約33,656億米ドル (2015年世界銀行)	ユーロ	—
	フランス	544,000km <sup>2</sup> (日本の約1.5倍)	6,662万人 (2015年世界銀行)	約24,336億米ドル (2015年世界銀行)	ユーロ	—

トルコは欧州、中東、中央アジア、コーカサス（アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージアによって構成される地域）のそれぞれの地域の結節点に位置しており、いずれの時代においても地政学的な要所となってきました。トルコの国土は欧州と中東の境界線とされているボスポラス海峡をまたがっており、ボスポラス海峡の西側（欧州側）には首都ではないもののトルコの経済・文化・歴史の中心地であるイスタンブールが存在しています。

トルコは1987年4月に加盟申請を行い、1999年12月に加盟候補国として承認されました。その後、2005年10月から加盟交渉が開始されましたが、10年以上経過した現在でも交渉は終了しておらず、2012年から加盟交渉を開始したモンテネグロよりも進捗が遅れています。

トルコのEU加盟交渉が進捗していない理由としては、EUの法体系をトルコの国内法へ置き換える作業や行政改革、公共投資を通じた国内体制の整備自体が進んでいないことも

問題の 1 つですが、それ以上に、トルコの加盟によって EU にもたらされる影響の大きさを既存の加盟国が懸念しているという心理的側面の方が大きいのではないかと考えられます。

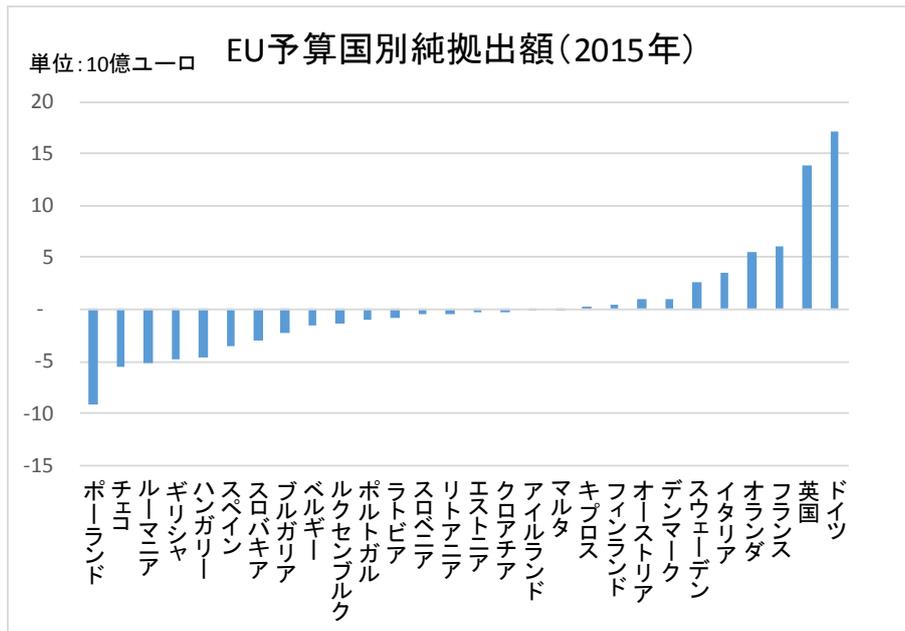
加盟候補国の人口や GDP 等のデータを比較すると、トルコは他の加盟候補国に比べ圧倒的に大きく、人口は 2 番目に多いセルビアの 10 倍以上の規模を誇ります。EU の既存の加盟国と比較してもその大きさは際立ち、既存の加盟国中最大の人口を有するドイツとほぼ同程度の規模となっています。欧州議会の議席数は各加盟国の人口に概ね比例した形で割り振られることから、トルコが加盟した場合、欧州議会においてトルコはドイツに次ぐ発言力を有することとなります。現在はドイツ、フランス、英国、イタリア、スペインの上位 5 ヶ国をはじめとして議席数の 50%以上を西欧先進国が占めていますが、英国の離脱を勧告すると西欧先進国の割合低下が予想され、トルコの加盟に伴いポーランドやルーマニア、ブルガリアといった投資が必要な国の発言力が相対的に強まることで西欧先進国の負担増加に繋がる可能性があります。

加えて、EU は基本的価値の 1 つとして宗教の自由を掲げており、加盟交渉の過程でその国の宗教が考慮されることはないとしていますが、トルコ国民のほとんどがイスラム教徒であり、キリスト教徒が中心の EU 加盟国からは、加盟したばかりのイスラム教の大国が大きな発言力を持つことに対して不安を抱く声も聞こえてきます。

2016 年 3 月に EU とトルコとの間で合意されたシリア危機に伴う難民問題への対処に関してもその様子が窺えます。この合意によって、新たにトルコからギリシャに越境する非正規移民をトルコに送還することになり、トルコからギリシャへの渡航を試みる非正規移民の数が減少したことから、EU は合意に対し一定の成果があったと評価しました。しかしながら、その一方で、合意に際しトルコから EU に期待したトルコ国民が EU に入国する際の査証（ビザ）自由化に関しては、EU が求める基準をトルコが満たしていないこと等を理由に交渉が難航しており、トルコの反発を招いています。この問題に関してもイスラム教過激派組織イスラム国によるテロが頻発する欧州各国にとっては、イスラム教徒がほとんどであるトルコ国民が入国する際の手続きを一部緩和することに対する抵抗感が根底にあり、トルコが抱える技術的問題以上に交渉を難しくしているのではないかと考えられます。

## 4. おわりに

現在、英国の EU 離脱に関連して、英国がこれまで負担してきた EU への拠出金の減少を今後どのように賄っていくのかが EU における課題の 1 つとなっています。毎年の EU 予算をみると、ポーランドを中心とした東欧諸国のインフラ整備等に対してドイツやフランスといった西欧先進国からの拠出金が充当されているのが実情です。EU 予算への拠出額で上位に位置していた英国が離脱してしまうことから、今後、EU 予算の規模を縮小させるのか、あるいは各加盟国の負担を増やすのか、EU は難しい判断を迫られています。



出所：欧州委員会 2015 年予算報告書より筆者作成

このような状況において、既存の加盟国にとっては、加盟候補国の新規加盟によって EU 予算における自国の負担が増えたり、自国が享受していた利益の減少に繋がる可能性があるため、EU 全体の方針として今後も拡大路線を維持していくのかどうか、英国を含めて現在 28 ヶ国である EU 加盟国数の推移に注目していきましょう。

#### 【参照ウェブサイト】

- ・外務省 <http://www.mofa.go.jp/>
- ・世界銀行オープンデータ <http://data.worldbank.org/>
- ・駐日欧州連合代表部 [https://eeas.europa.eu/delegations/japan\\_ja](https://eeas.europa.eu/delegations/japan_ja)
- ・駐日欧州連合代表部公式ウェブマガジン <http://eumag.jp/>
- ・欧州委員会 <https://ec.europa.eu/>
- ・世界地図 <http://www.sekaichizu.jp/>

※ここに掲載されているデータや資料は、投資等の判断となる情報提供を目的としたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。投資等の最終決定は、ご自身のご判断でなされるようお願いいたします。また、弊行はかかる情報の正確性や妥当性については責任を負いません。

※本レポートに関するお問合わせは、千葉銀行市場営業部海外支店統括グループ（Tel:03-3270-8526、Email:kaigai\_tokatsu@chibabank.co.jp）までご連絡下さい。